

神奈川県伝統的工芸品産業振興事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県内の伝統的工芸品産業の振興を図るため、伝統的工芸品産地組合員等が行う振興事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「伝統的工芸品産地組合員等」とは、伝統鎌倉彫事業協同組合、小田原箱根伝統寄木協同組合、伝統小田原漆器組合及びその組合員をいう。
- (2) 「補助事業者」とは、補助金の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者をいう。

(補助の対象事業)

第3条 補助の対象とする事業は、次の事業（以下「補助事業」という。）とし、当該事業に要する経費に対して交付するものとする。ただし、知事が別に定める経費は、補助の対象としない。

- (1) 販路拡大事業
- (2) 認知度向上事業
- (3) 商品開発事業
- (4) 生産性向上事業
- (5) 後継者育成・確保事業
- (6) 人材育成・地域産業振興事業

(補助の対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、伝統的工芸品産地組合員等及び知事が適当と認める者とする。

(補助額の算出方法等)

第5条 補助額は、100万円を限度とし、その算出方法は、補助事業に要する経費の3分の2以内の額とする。ただし、補助事業に要する経費が15万円（消費税及び地方消費税を除く）以上の補助事業を交付対象とする。

- 2 申請をした補助事業に対する補助額が100万円に達していない場合、同一年度内に複数の補助事業について申請することができる。ただし、交付を受けられる補助額の合計は100万円以内とする。
- 3 第1項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、「神奈川県伝統的工芸品産業振興事業費補助金交付申請書（様式1）」を知事が別に定める日までに提出しなければならない。

2 申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 役員等氏名一覧表、補助事業計画書、経費予算書
- (2) 申請する経費の「見積書」
- (3) 決算書等（2期分）
- (4) 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（法人のみ）
- (5) 県税の未納がないことを証する納税証明書
- (6) その他知事が必要と認める書類

（暴力団排除）

第7条 神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 法人にあっては、代表者又は役員の中に第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの

2 知事は、必要に応じ補助事業者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

ただし、当該確認のために個人情報情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報情報の本人の同意を得るものとする。

3 知事は、補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（交付条件）

第8条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容、補助事業の経費の配分又は補助事業等の完了の予定期日を変更しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更については、この限りでない。

ア 経費の配分の区分相互間のいずれか低い額の20%以内の変更

イ 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる変更

ウ 知事が別に定める補助事業実施期間内での補助事業等の完了の予定期日の変更

エ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。

- (3) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

2 交付を受けようとする補助事業は、国・県・市町村等が補助する他の制度（補助金や委託費等）を活用して補助を受けた又は受けようとする事業と重複することはできない。

3 その他規則及びこの要綱の定めに従うべきこと。

(変更の承認)

第9条 前条第1号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、「神奈川県伝統的工芸品産業振興事業費補助金変更承認申請書(様式2)」に変更の内容及び理由を記載して知事に提出しなければならない。

(中止、廃止の承認)

第10条 第8条第1項第2号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、「神奈川県伝統的工芸品産業振興事業費補助金中止(廃止)承認申請書(様式3)」に中止、廃止の内容及び理由を記載して知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ等)

第11条 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

- 2 第6条の規定による申請に不備がある、必要な書類が提出されなかった、事実と異なることが判明した等の場合で、申請事業者に対し必要な補正を求めたにもかかわらず、その日から3週間以内に補正が行われなかった場合は、申請の取下げがあったものとみなす。
- 3 補助金の交付決定を行った後に、申請の不備による補助金の振込不能等があり、このことについて、県が確認又は連絡を行ったにもかかわらず、当該振込不能の状態が一定期間継続した場合であって、これが申請事業者の責めに帰すべき事由によるときは、申請の取下げがあったものとみなす。
- 4 申請の取下げがあったときは、当該申請に係る支援金の交付決定は、行われなかったものとみなす。

(交付決定の取消し等)

第12条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令、規則、交付要綱、公募要領若しくは知事の指示、命令に違反したとき
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要性がなくなった場合
 - (5) 補助事業者が、第7条第1項各号のいずれかに該当する場合
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(状況報告)

第13条 規則第10条の規定による状況報告は、知事の要求があったときは速やかに「神奈

川県伝統的工芸品産業振興事業費補助金実施状況報告書（様式4）」により行わなければならない。

（実績報告）

第14条 規則第12条の規定による実績報告は、「神奈川県伝統的工芸品産業振興事業費補助金実績報告書（様式5）」に次の書類を添えて、知事が別に定める日までに行わなければならない。

- (1) 補助事業報告書
- (2) 経費決算書
- (3) 収支を証する書類
- (4) その他知事が必要と認める書類

（財産の処分の制限）

第15条 規則第17条ただし書きの規定により知事が定める期間並びに同条第2号及び第3号の規定により、知事が定める財産の種類は、次のとおりとする。

(1) 期間

減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（当該期間が10年を超えるときは10年）

(2) 財産の種類

1件の取得価格または効用の増加額が単価50万円（消費税及び地方消費税を除く）以上の取得財産

（書類の整備等）

第16条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

3 補助事業者が法人その他の団体である場合であって、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

（届出事項）

第17条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもつてその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 名称を変更したとき
- (2) 代表者を変更したとき
- (3) 法人番号を変更したとき
- (4) 住所を変更したとき
- (5) 事業実施場所を変更したとき

（細目）

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、別に定める。

この要綱は、令和 7 年 3 月 27 日から施行する。

(様式1)

神奈川県伝統的工芸品産業振興事業費補助金交付申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地 〒

名 称

代表者 職・氏名

神奈川県伝統的工芸品産業振興事業費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 補助事業の内容
別添のとおり
- 2 補助事業等の着手及び完了の予定期日
交付決定日 から 年 月 日まで
- 3 交付申請額
金 円
- 4 交付申請額算出方法
別添のとおり
- 5 補助事業の経費配分及び経費の使用方法
別添のとおり
- 6 添付書類
 - (1) 役員等氏名一覧表、補助事業計画書、経費予算書
 - (2) 申請する経費の「見積書」
 - (3) 決算書等（2期分）
 - (4) 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（法人のみ）
 - (5) 県税の未納がないことを証する納税証明書
 - (6) その他知事が必要と認める書類

(様式2)

神奈川県伝統的工芸品産業振興事業費補助金変更承認申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地 〒

名称

代表者 職・氏名

年 月 日付け交付決定を受けた神奈川県伝統的工芸品産業振興事業費補助金に係る事業を次のとおり変更したいので申請します。

1 補助事業の内容等

変更前	変更後

(注) 補助事業計画書に準じて記入してください。

2 変更の理由

(様式3)

神奈川県伝統的工芸品産業振興事業費補助金
中止（廃止）承認申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地 〒

名称

代表者 職・氏名

年 月 日付けで交付決定を受けた神奈川県伝統的工芸品産業振興事業費補助金に係る事業を、次のとおり中止（廃止）したいので申請します。

1 中止（廃止）の内容

2 中止（廃止）の理由

(様式4)

年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地 〒

名称

代表者 職・氏名

神奈川県伝統的工芸品産業振興事業費補助金実施状況報告書

年 月 日付けで交付決定を受けた神奈川県伝統的工芸品産業振興事業費補助金に係る補助事業の 年 月 日現在における実施状況を、次のとおり報告します。

1 補助事業の執行状況

2 補助事業の経費の執行状況

(様式5)

年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地 〒

名称

代表者 職・氏名

神奈川県伝統的工芸品産業振興事業費補助金実績報告書

年 月 日付けで交付決定を受けた神奈川県伝統的工芸品産業振興事業費補助金に係る補助事業の実績を、次のとおり報告します。

区 分	金 額
A 交付決定額	
B 補助金確定額	
C 差引額 (A－B)	

1 補助事業の着手日及び完了日

着手日	年 月 日
完了日	年 月 日

2 添付書類

- (1) 補助事業報告書
- (2) 経費決算書
- (3) 収支を証する書類
- (4) その他知事が必要と認める書類

補助金受入口座名

銀行名	金融機関 コード	店名	支店番号	種別	口座番号	口座名義人 (カナ)
				普通 ・ 当座		